

明治末期の漢字文献

—安達常正『漢字の研究』と後藤朝太郎『教育上より見たる明治の漢字』—
岡墻 裕剛

1. 序論

本稿は、明治末期に作成された次の漢字文献2種についての調査・報告である。

- (1) 安達常正『漢字の研究』、1909（明治42）年、収録漢字 4690字
- (2) 後藤朝太郎『教育上より見たる明治の漢字』、1912（明治45）、収録漢字 5770字

この2冊の文献は、専門や経歴の全く異なる二人の学者によって編まれたものであるが、どちらも漢字に関連した幅広い話題を扱った500ページを超える大著である。

2冊に共通する特徴は、日下部重太郎『現代国語思潮 続編』（1933）の附録である「現代日本の実用漢字と別体漢字との調査及び「常用漢字」の価値の研究」、通称「日下部表」の作成時に、漢字選定のために使用された11種の参考資料に含まれるという点である。「日下部表」は、国語学者であった日下部重太郎（1876-1938）が、「使用の事実によつて調べ出した現代日本の実用漢字五千六百七十五字と別体漢字八百三字とを序列し、その中において、文部省臨時国語調査会選定の「常用漢字」がいかなる位置を占めるかを示す」ために作成したものであり、この2冊の漢字文献は当時の漢字使用の目安を知る指標ともなる漢字の集合を収録するのである。

岡墻（2021）は、漢字文献を「1000字程度の初等教育を目的とした漢字、2000～3000字程度の日常使用に供するための漢字、6000字程度の一般の社会生活で使用されうる上限となる漢字」と収録する漢字数に従って分類するが、この2冊に含まれる漢字集合の規模は、上に示したとおり、2000～3000字という常用漢字を超えて、社会における使用漢字の集合ということになる。漢字集合は制作者自身が自らの目的意識・問題意識をもって、一定の基準に従って作成するので、収録された漢字の字種と字体そのものがある種の漢字研究の成果の結実と言え、その調査は日本の国字国語問題・国語施策を考える上で重要である。

この2冊はその存在が知られている上に、比較的広く普及しており入手も容易であったが、従来の先行研究ではあまり専門的な分析はなされてはこなかった。しかし、上記のような観点からその研究価値は十分である。本稿ではその研究の手始めとして、この2冊についてその概要や書誌情報を示し、特に国語問題との関係や漢字表について記述したい。

(30)

2. 安達常正『漢字の研究』

2.1. 概要

広島県、鳥取県、北海道など各地の師範学校長を歴任した安達常正による約600ページの漢字研究書である。

漢字使用の現状や漢字の起源といった概説とともに、使用漢字の表、漢字の偏旁・字音・読み方といったものについて具体例を挙げながら、12篇にわたって解説を行う。主に漢字教育上の立場から、雑然とする当時の漢字使用の状況を打破するために、漢字に対する正しい知識の伝授を目指す記述が多い。漢字の実例は主に表形式で表され、大小数十表の中には約5000字の字体を部首画数順に示した「使用漢字表」や120ページ以上にわたる「漢字ノ字画表」といったものがある。

本書の執筆には国語改良の機運が密接に関わっていて、国字としての漢字の将来を見据えた字数の制限案やその具体的な提案としての「使用漢字表」を提示する。安達は漢字制限論には賛成するが、その前提として国語国文の主要部分を占める漢字漢語の知識の授与に関する研究の必要性を説く。

本書は版数が多く、少なくとも、1909（明治42）年11月の初版、1910年2月訂正再版（以降の版は書名に「増補」を追加）、同年3月3版、同年12月訂正4版、1911年10月訂正5版の存在が確認される。本文の記述だけでなく、漢字表の字体・字種の変更、附録の追加が行われるなど、版による改訂が多少見られ、正誤表が封入された原本も存在する。本稿では、初版と5版の内容に従って報告を行うこととする。

扉には「林泰輔校閲・安達常正編」とあり、冒頭には自序があるが、改訂版では「明治四十二年十二月三十日 林泰輔識」の序文と「東北帝国大學 湘香老人新居敦二郎拜手」の漢文序が追加される¹。

2.2. 著者

本書の著者は、安達常正（あだち つねまさ、1861-1937）である²。白石（2006）によると、安達の略歴は次のとおりである³。

富山県士族。広島県尋常師範学校教諭・師範学校長。明治22（1889）年4月、高等師範

1 引用部分における字体は、現行の常用漢字に沿ったものに改めた。以下、実際の字体を特別に提示する場合を除き、同様とする。

2 氏名の読みと生没年は「Webcat Plus」による。

3 同サイトでは<参考文献>として次のものを挙げる。『大日本教育会雑誌』。『教育公報』。『帝国教育』。『職員録』。広島県師範学校編『広島県師範学校第二十五年一覽』広島県師範学校、1899年。高知県師範学校編『高知県師範学校一覽』高知県師範学校、1906年。広島県教育会編『広島県教育会五十年史』広島県教育会、1941年。

学校理化学科を卒業後、高知県尋常師範学校教諭に着任した。明治23（1890）年10月、広島県尋常師範学校教諭に転任、明治26（1893）年4月には奏任待遇教諭となった。明治23年、広島県内の作者による漢詩・和歌等を編集し、外山人と号して『海南の尚友』を出版。明治30年には、中石唯待松ほか『小学筆算書』の校閲をしている。

明治31（1898）年1月から明治32（1899）年5月の間、茨城県へ移った大田義弼校長の後任として、広島県師範学校校長を務める。この時期は、修身科を担当した。また、明治30年10月の師範教育令公布を受け、師範学校の諸改革を実行した。（中略）師範学校令期の県師範学校改革実行者として、重要な人物であったといえよう。

明治32（1899）年5月、鳥取県師範学校校長に任じられ、広島を去る。その後は、明治35（1902）年～39（1906）年の間、北海道師範学校校長を務め、明治40（1907）年以降は、栃木県師範学校校長を務めた（大正4年まで着任を確認）。明治42年、安達編『漢字の研究』（六合館）を出版。明治44年には、板橋凌雲ほか『類字異同弁』（下野新聞社）を校閲している。

2.3. 書誌情報

書名：『漢字の研究』 背表紙や扉では『漢字ノ研究』とも

（5版）背表紙「増訂」、扉「増補」がそれぞれ書名の前に追記

著作者：安達常正（1861-1937） 扉には「林泰輔校閲・安達常正編」

出版年：1909（明治42）年11月初版、1910年2月訂正再版、同年3月3版、同年12月訂正4版、1911年10月訂正5版

発行所：六合館

発行者：林平次郎

印刷者：石川金太郎（5版）渡邊八太郎

印刷所：株式会社秀英舎（5版）日清印刷株式会社

装丁：横146mm×縦223mm 濃紺～黒

頁数：序文4ページ、例言2ページ、目次8ページ、本文582ページ、奥付1ページ

（5版）序6ページ、漢文序2ページ、自序4ページ、例言3ページ、目次8ページ、本文604ページ、附録10ページ、奥付1ページ、宣伝・書評11ページ

2.4. 構成

扉／序文／例言／目次

第一篇 総論

第一章 国字としての漢字の生命／第二章 国字としての漢字の歴史／第三章 国語改良論／第四章 国語改良に関する意見と実施

第二篇 漢字使用の現状

第一章 漢字使用の乱雑／第二章 漢字使用の乱雑（其二）／第三章 漢字使用の乱雑（其三）／第四章 漢字使用の乱雑の原因／第五章 漢字の字数及字画／第六章 現在に於ける世人の漢字に対する措置

第三篇 漢字の起源

第一章 漢字の起源／第二章 象形文字／第三章 指事文字／第四章 会意文字／第五章 形声文字／第六章 転注文字／第七章 仮借文字／第八章 六書に分類したる漢字数

第四篇 使用漢字

第一章 漢字の総数／第二章 使用の漢字／第三章 使用漢字の異体／第四章 我国にて訓義したる漢字／第五章 我国にて制作したる漢字

第五篇 漢字の偏旁

第一章 漢字の部首偏旁／第二章 部首偏旁の名称／第三章 漢字の口述法

第六篇 漢字の運筆

第一章 従来の運筆の順序／第二章 余の運筆の順序／第三章 運筆則／第四章 運筆則の適用

第七篇 漢字の字音

第一章 漢字の読方／第二章 漢字の字音／第三章 漢字の漢音呉音／第四章 漢字の反切／第五章 漢字の呉音／第六章 漢字の唐音／第七章 長短清濁等に関して習慣上の読方をなすべき漢字の字音／第八章 殆ど全く漢音に依らぬ漢字／第九章 字書に記載せる本音と異なりて読まれる漢字／第十章 通常誤り易い字音の漢字／第十一章 数音数義を有する漢字／第十二章 字訓の如くにして字音である漢字

第八篇 熟字の読方

第一章 熟字（初版になし）／第二章 熟字の読方／第三章 漢音呉音又は漢音呉音混同にて読むべき熟字／第四章 漢音又は呉音と字訓との混同或は字訓のみにて読むべき熟字／第五章 意識にて読むべき熟字／第六章 唐音又は宋音等にて読むべき熟字／第七章 梵語にて読むべき熟字／第八章 西洋語にて読むべき熟字／第九章 諸種の音便にて読むべき熟字／第十章 故らに延長又は省略して読むべき熟字／第十一章 字訓の如くにして字音である熟字／第十二章 数種の読方を有する熟字／第十三章 仮借に関する熟字／第十四章 転注に関する熟字／第十五章 誤謬のまま読むべき熟字／第十六章 故らに転倒又は異様の読方をなすべき熟字／第十七章 誤り易い字音の熟字／第十八章 熟字の量字に関する読方

第九篇 固有名詞の読方（初版では四～六章を「第四章 氏名の読方」とする）

第一章 固有名詞の読方／第二章 歴代御諡号の読方／第三章 歴代年号の読方／第四章 姓氏の読方／第五章 人名の読方／第六章 敬称又は官名のこと／第七章 地名の読方

第十篇 漢字熟字の異同

第一章 扁旁の位置を転倒しても尚ほ同字たるべき漢字／第二章 扁旁の位置を転倒する等に依つて別字となるべき漢字／第三章 別字の如くにして同字たるべき漢字／第四章 数字に関する通用漢字／第五章 他の文字の略字又は俗字として専用せられる漢字／第六章 漢字の略字及俗字／第七章 他の熟字と同一なる読方及意義を踰す熟字／第八章 他の熟字と読方及意義の類似なる熟字／第九章 読方類似のために誤用し易い熟字／第十章 字画類似のために誤用し易い熟字／第十一章 熟字となつたために本来の意義を失ふ漢字

第十一篇 漢字の字画

第一章 漢字の字画の乱雑／第二章 漢字の字画表

第十二篇 結論

第一章 国語改良には順序がある／第二章 国語は国民思想に影響を及ぼす／第三章 外国語の改良／第四章 国語改良の順序／第五章 国文の横書／第六章 ペンの使用／第七章 漢字の制限／第八章 漢字の字画／第九章 漢字の字音／第十章 其他の改良事項に関する概説

附録 字音仮名遣一覧表 (初版になし)

2.5. 特徴

2.5.1. 動機・目的

第一篇第四章「国語改良に関する意見と実施」において安達は、「「漢字の研究」に関しては、固より専門の事業ではない」ものの、東京高等師範学校理化学科の卒業後に教員として漢字教育に携わった十数年の間に本書を編んだとする。また、「従来普通の国語殊に漢字漢語に関する教員等の研究上に関して、不満足を感じて居」て、他の分野の進捗に対する漢字研究の遅れに危機感を抱いた、と本書執筆の動機を述べる。

5版には例言に「五 本書は専ら通俗的に漢字の全般に涉り、浅く、広く、其結果を発表したものである。他日「続研究」として、さらに漢字の変遷、字体、音韻及び書法等の方面に涉り、稍々深く其結果及理由を発表したい予定である。」という項があり、本書には続編の構想があったことが伺える。初版の例言は第四項までしか存在しないため、本書が好評を博して順調に版を重ねたことで、改訂に伴いこの項を追加したのであろう⁴。しかし、現在のところ、続編にあたる文献は発見されておらず、出版は断念されたものと思われる。

4 また、「第四版発行に当たり此一項を追加した。」として1910年の韓国併合に関する第六項が存在する。

2.5.2. 国語問題上の立場

本書の安達による書き出しは、「私は元と支那の本国に生れ、(中略)年齢は今日にては、五千年であります」という漢字に仮託した自序よりはじまるが、そこでは「一朝文明と申すものの妨害者と見做され、教育と申すものの仇敵とまで思做されるとは、誠に遺憾千万であります。殊に近き将来には、私共の一族は、御国より退去を命ぜられ、御国に於ける分家は、断絶の宣告を受けようとして居る有様であります。」と、漢字の将来について悲観的な見通しを示している。また、第一篇第一章「国字としての漢字の生命」では、「漢字は矢張一の告朔の餼羊である」としながらも、時間はかかるが、「余も理想としては、漢字廃止には、賛成である。国字としてこんな面倒臭い、不便なる漢字を全く駆逐して、新規に面倒のない、便利な文字を採用することは、至極適當であると思う。」と述べる。

しかし一方で、第十二篇第四章「国語改良の順序」では国語改良は結局はローマ字の採用に帰着するだろうが、「其時期に到着するにしても、現今の漢字交り文は、全く駆逐し得られるか否かは、甚だ疑問であり、その廃止には不都合が生じるとした上で、その実現に向けて次のような順序を示す。

- 第一。言文一致の国文を奨励して、上下一般に普及せしめること。
- 第二。国語中の類語を成るだけ用ひずして、所謂標準語を制定使用すること。
- 第三。仮名を純粹の音符文字とすること。
- 第四。仮名文の使用を拡めること。
- 第五。国文には総べて句読点を附すこと
- 第六。国文の横書を使用すること
- 第七。ペンの使用を国文に及ぼすこと。
- 第八。西洋紙の使用を一般に普及せしむること。
- 第九。漢字の制限法を拡めること。
- 第十。漢字の字画を簡単にすること。
- 第十一。漢字の字音を多少改正すること。
- 第十二。ローマ字の使用を漸次拡めること。

つまり、安達は、国語改良は性急に行うのではなく、漢字の制限を図るとともに字画や字音を簡便なものへと整理するといった教育的配慮の上で、適切な順序と方法を踏んで段階的に行っていくべきだと主張するのである。

このような流れの中でも日本語がもつ特質を失わないように、文化の中に深く根付いた漢字についての知識を深める必要があり、そのための第一歩として本書のような研究を行ったことがよく分かる。

2.5.3. 漢字数

では安達が必要だと考える漢字数はいかほどであったらうか。この点については、第二篇第五章「漢字の字数及字画」において、「漢字の字数に就いては余は予ねて制限論者である」と立場を表明した上で、当時の尋常小学校の6年の修業形態に併せた目安として次の数字を示す。

尋常小学校使用の漢字（6箇年）	1000字
高等小学校使用の漢字（3箇年）	700字（累計1700字）
中等学校使用の漢字（高等小学校の分を含む）	2000字（累計3000字）
漢文専門学者間使用の漢字	2000字（累計5000字）

教育者としての著者の立場からの段階的な提案であるが、一般人に求める常用漢字・基本漢字レベルでの使用の目安は「中等学校使用の漢字 計3000字」に該当するであろうから、これが安達の提示する当時の一般生活における漢字制限の実数であると言える。

2.5.4. 漢字表

第四篇第二章「使用の漢字」では、「多年の経験に依り、我国にて使用すべき漢字約五千字を選定」したとして、「使用漢字表」をはじめとした数表を掲げ、実際に字種・字体を示す。この「約五千字」の使用漢字のうちわけとして、「支那にて制作したるもの約四千五百字、支那にて制作したるも、我国にては、本来の字音及意義を使用せず、我が国にて特に別種の意義を与へたるもの、又我国にて新に制作したるもの等五百字」とする。

「使用漢字表」（図1）は、基本的には『康熙字典』の部立てに従った部首画数順により字体のみを示したものである。部首字にのみ音が附されているが、表内の「使用漢字」は列挙するのみで一切の説明がない。また、「我国ニテ新ニ訓義シタルモノ」（国訓）と「我国ニテ新ニ制作シタルモノ」（国字）を、それぞれ「一」符と「＝」符の後に示す。

たる漢字」は「使用漢字表」にもあるが、示される漢字はこちらの表の方が多い。この編の末には、「今序に第二章乃至第五章の漢字を合計するときは左の通となる」として、本来の漢字4506字、本来の漢字の異体74字、我国にて訓義したる漢字291字、我国にて訓義したと見做されたる本来の漢字31字、我国にて制作したる漢字表146字、合計5050字とする。

「使用漢字の異体表」は部首の画数ごとに「使用漢字」とその異体を併記したもので、異体には「俗、同、本、古、又通」という分類を示す。掲出された字数を実際に計測すると、72字種に対し異体79字が示されていた。

「我国にて訓義したる漢字表」は、部首ごとに音または訓を付した漢字を示し、一部には丸括弧で解説を加えたものもある。また、「吋」（インチ）や「打」（ダース）といった英語由来のものも存在する。実測では296字であった。「使用漢字表」の同名の項目の118字よりもはるかに多く、「是等の漢字中には、矢張余の所謂使用漢字以外に属するものもあるが、其総数は余り多くないことでもあるから、序に余の備忘録に存する重なるものを皆掲げることにする。」とあり、より頻度の低いものが含まれているようである。また、その後には、「我国にて訓義したる漢字」と誤解されやすいがその実本来の意義と同一の漢字として、31字が部首画数順に訓付きで掲出される。

「我国にて制作したる漢字表」も部首ごとに訓を付した漢字を示したもので、「燧（炬燧）」と「鱧（鮫鱧）」のみ音読みと熟語が記載されている。実測では146字であった。本文で示される字数と、実際の集計数をまとめると表2のようになる。

表2 第四篇の諸表の字数

	本文	実測
本来の漢字	4506字	4586字
本来の漢字の異体	74字	79字
我国にて訓義したる漢字	291字	296字
我国にて訓義したと見做されたる本来の漢字	31字	31字
我国にて制作したる漢字	146字	146字
合計	5050(5048)字	5138字

表1で示したとおり「本来の漢字」の字数が80字異なっていて、他の項目でも異同があるため、実測の方が90字多くなった。「右我国にて訓義したと見做されたる本来の漢字中、少数のものは、他の漢字中のものと重複するものもある」という弁明はあるが、それ以外の分類にも重複する漢字がある。例えば、「丸」は「使用漢字表」の部首「丶（チュ）」の1字目にあるが、「我国にて訓義したる漢字表」にも「丶」部に「丸（船名、又丸の内）」として出現する。これは使用場面を限定した用法を表したと思われるが、漢字の字体として考えると重複に他ならない。しかしながら、そもそも別あるいは複数の概念として異なるカテゴリに配置される漢字同士を単純に合計すること自体が本来的には誤りであ

(38)

り、重複を除いた正確な数字を計測するのが難しいというよりも、それを示す理由がないのである。

2.5.5. 字体

本書には、さらに漢字の実例を示した表として、第十一篇第二章「漢字の字画表」に127ページの「漢字ノ字画表」がある。これは、「余の所謂使用漢字中、特に錯誤し易いものを掲げて表を作った」もので、「正字」1381字について部首画数順に「字音」、「意義」、「同字又ハ別字等」、「備考」、「主要部類似ノ漢字」を示す。「同字又ハ別字等」には、具体的な字体とともに「古・本・俗・通・同・別・誤」といった字体区分を明記する。「正字」以外の項目は存在しない場合もある。この表の作成の経緯については、外国語におけるスペリングの吟味に対し、漢字は古来錯誤が多かったものではあるが、「漢字を始めて教授するとき、又は金石に刻し、永遠に保存すべきものときなどは、多少の注意をなすことは穴勝無益でもなからう」としており、字体の乱雑な当時の状況に注意を喚起するという教育上の目的が動機となったと考えられる。

同表の直前には「漢字の字画の錯誤に就いて特に注意すべきは、世人の多く錯誤するのは、画数を多くすることである」との指摘がある。また、第十二篇第八章「漢字の字画」でも「学者に於ても、一層繁雑なる漢字を使用し、誤用して居るのである。(中略)字画を減少して、十分他と混同もせず、用を弁ずるものならば、其繁雑を避けるに超したことはない」とし、「禮-礼」「蠶-蚕」などをあげて、より単純容易な字体への転換を望むという国字改良上の態度を明確にしている。

3. 後藤朝太郎『教育上より見たる明治の漢字』

3.1. 概要

中国研究の権威として知られた日本大学教授の後藤朝太郎による約500ページの漢字研究書である。「明治の漢字」という書名を持つが、奇しくも明治の末年に刊行されることとなった。

「第一篇 字音仮名遣」、「第二篇 教壇上の漢字」、「第三篇 漢字教育の将来」の3編からなり、それぞれのテーマに沿って、著者による多年の研究成果を報告する。文献の構成として、まず字音仮名遣いを言語学的な見地を踏まえて肯定した上で、漢字の議論に移る。字体については、『説文解字』や『康熙字典』の正字を「標準文字」（正字）として重視するとともに、明治の日本で行われている字体を「許容文字」（許容字）として認めることを提案する。「字音仮名遣」については言語学の知識や中国語を意識したやや専門的な内容もあるが、全体としては概説的な内容が多い。

本書は、当時の学生の漢字知識の欠如に対して教授する側や教育方法にも欠点があると

いう問題意識に端を発し、時勢に適合した「明治式漢字」の在り方を模索するのが目的である。そのために当時の漢字使用の実態調査に基づき、漢字整理のための諸提案が行われている。具体的には、学校教育上で使用を認める「許容字」の代表として372字種や、当時の日本社会で実際に通用する漢字を示した「五千七百七十字」の「漢字五十音別表」がある。

本書は明治45年1月発行の初版と、同年4月の再版の存在を確認している。初版には誤植が多数あり、巻末の正誤表で示されているが、再版では該当箇所がおおむね修正されている。それ以外については、改訂に伴う加筆の類いはないようである。

3.2. 著者

本書の著者は、後藤朝太郎（ごとう あさたろう、1881-1945）である。『講談社日本人名大辞典』（2001）によると、後藤の略歴は次のとおりである。

明治一昭和時代前期の言語学者。明治14年4月16日生まれ。中国語学を専攻し、日大教授、東京帝大講師などをつとめた。中国通として知られ、百余冊の中国紹介書をあらわす。昭和20年8月9日交通事故で死亡。65歳。右翼に暗殺されたともいわれる。愛媛県出身。東京帝大卒。著作に「文字の研究」「支那風物誌」など。

また、生前に出版された『人事興信録』（第12版上、1940）にも記載がある。

広島県後藤榮太郎の次男にして明治十四年四月出生大正三年分家す明治四十年東京帝大文科言語学科を卒業し石農と号し支那研究に深き趣味を有し支那及び満州南洋を歴遊すること五十数次足跡禹域に遍く支那通として知らる支那文化の研究及文字に関する著書九十七種に及び現に日本大学教授の外前記各学校講師を兼ね曩に文部省を始め朝鮮台湾各総督府囑託たり

後藤の著作は、現在でも復刻されていて、研究・分析の対象となっているものも多い。本書以外にも漢字・文字関係として『文字の研究』（1910）、『文字の沿革』（1915）、『初等漢字の教へ方』（1936）などがある。また、1919（大正8）年の「漢字整理案」の冒頭において、作成者として上田萬年、林泰輔、諸橋轍次らとともに後藤の名が挙がっている。

3.3. 書誌情報

書名：『教育上より見たる明治の漢字』（「教育上より見たる」は小書き）

(40)

著作者：後藤朝太郎（1881-1945）

出版年：1912（明治45）年1月（再版）1912年4月

発行（兌）：寶文館

発行者：大葉久吉・吉岡平助

印刷者：水谷景長

印刷所：博文館印刷所

装丁：横148mm×縦223mm（初版）抹茶色（再版）藍色

頁数：序文4ページ、目次4ページ、本文509ページ、正誤表1ページ、奥付1ページ、宣伝21ページ

3.4. 構成

扉／序／目次

総論 明治式漢字

第一篇 字音仮名遣

第一 字音仮名遣の原理／第二 字音仮名遣の法則／第三 字音仮名遣に統一なしと云へる説／第四 字音仮名遣に対する進歩的見解／第五 字音仮名遣の学術的価値／第六 字音仮名遣の社会的価値／第七 音符を有せざる漢字の仮名遣／第八 字音仮名遣の教育上に於ける応用（目次では「音符仮名遣の教育上に於ける応用」、以下同様に示す）

第二篇 教壇用の漢字（「教壇上の漢字」）

第一 現行許容文字の程度／第二 標準文字と許容文字との対照／第三 音符の誤より生ずる字画の誤／第四 漢字誤謬の心理学的解釈／第五 漢字の教授上の心理学的注意（「漢字教授上の心理学的注意」）／第六 学生の堪へ得る漢字の智識／第七 漢字教授法の一案／第八 書取試験を頻繁にする必要／第九 学生に無理なる漢字及漢語／第十 現行漢字六千字五十音類別表（「現行漢字六千字」）／第十一 漢字二大現象の調和

第三篇 漢字教育の将来

第一 標準文字の制定／第二 科学的研究の応用／第三 活字の統一

結論

附 活字統計上の社会観（「活字統計上より観たる社会記事」）

附 五十音順索引（「五十音索引」）

3.5. 特徴

3.5.1. 動機・目的

「序」には、「近来学校の生徒がむやみに漢字を間違へるのでひとく生徒が楯玉に挙げ

られて居るが果して其の責めが生徒のみに帰せらる可きものであろうか、教員の方に責めはないか。又其の教員の教員であつた人に責めはないか。抑も又漢字其の者が今日の時勢に余りに煩雑すぎる性質を有して居るのではないか。(中略)生徒を責むると同時に教員自らを責め又漢字の教授を根本的に改善する必要がある。」と、当時の漢字教育の現状に苦言を呈している。その上で、漢字の字音や字体が時代とともに変化してきたことを述べ、「明治式漢字は実に時代の要求で教育上社会上或る程度までは是非共認むべきものであり又古今東西の史実に徴するも之を否認することはできぬ。唯之を如何に整理統一し如何に標準を極めるかが今後の大問題となつて来た」とし、「要するに今日の時勢今の学問の性質を参酌して今後の漢字は教育上大ひに面目を一新して其の態度を改めなくてはならぬ機運となつたと感じたことが抑も本書公刊の動機である。」と述べる。

つまり、漢字教育上の欠点が、明治という時代に即した統一的な見地からの漢字整理が行われていないことにあるとして、その是正のための原案として本書を発表したということであろう。

3.5.2. 国語問題上の立場

本書の本文の初めにある「総論」では、漢字の役割について、「国家社会及び各個人の為には謂はば、漢字は言語、思想界の一交通機関である」と喩えた上で、当時の社会においてその目的が理解されておらず、その機能も時勢に適合していないと主張する。その原因は、「漢字に就いて定見がたてられてない」ことにあり、「一国が国語によりて言語上統一せられて居ると同じく、文字によりて文語上の統一をはかり、又文字の整理をなすと云ふことは、国家の上、社会の上、又教育の上に極めて必要なことであらう」とする。

このように後藤は漢字の機能的側面を強調しているが、安易に旧来の価値観を否定するのではなく、漢字の研究には科学的研究の方面や教育行政の方面、地理上の方面、歴史的方面といった「態度」がそれぞれあり、「古形のみを標準として見る方法は一体歴史的研究の時に取る可き方針である。」といったように、それぞれの目的に合わせて漢字を捉えるべきだと主張する。その上で、「自分は漢字に就いて強ひて軟派説に加担するわけではないが、漢字調査の方面より見て、社会と漢字との関係、並に教育と漢字との関係を会得するには、古代を従とし、現代を主としたる観察法をとるを以て適當と考へ」と述べる。

また、漢字調査という態度からは、

漢字の整理

字形、字音、字義の制定

社会に必要な漢字の選定

教育上に必要な漢字の選定

(42)

許容文字の選定
誤字矯正法の調査
活字の統一
字音仮名遣の制定
漢字教授法の調査

といったものが、社会上・教育上に必要な「わけかた」だとする。「3.4. 構成」で示した内容からも分かるとおり、本書はこういった課題について具体的な提案を行い、「明治式漢字」を模索していこうとするものである。

「結論」においては、明治の漢字は徳川の鎖国時代の漢字とは別物であるので、時勢に沿った漢字の変化発達を認めなければならないとし、「ローマ字賛否の論はどちらになつてもよしい」、「ローマ字に賛成せぬ迄も漢字そのものに就いてなるだけ進歩的自由な見解を持つことが何より寛仁である」と述べ、ローマ字論の立場をも許容する姿勢を示す。また、「今日は漢字の運命の問題は過ぎ去つて、その整理問題を討議す可き時勢となつて居る」と漢字制限や節減論を容認するような表現も見られる。このように、本書は時流に合わせた柔軟な発想が随所に見られる。

3.5.3. 漢字数

次に、後藤の提案する漢字数を確認したい。この点については、第二篇「教壇用の漢字」の中でも「第六 学生の堪へ得る漢字の智識」に詳しい。

まず、学生が修得すべき漢字数としては、「現今の小学校では漢字の数は尋常科六年間で一千三百六十字、高等科二年間では六百余字合計約二千字を覚えさせる規定である。」と確認し、「字数の上より学生の堪へ得る漢字」は、小学6個年1360字、中学1年500字、2年500字、3年600字、4年600字、5年600字、計4160字とした上で、「普通に社会で實際運用せられて居るものは五千四五百字と概算せられる」とする。その後、「五千、六千の多きを貪るよりは四千字丈を十分正しく教授し訓練する」、「その四千字の結合状態、その用法等を一々明白に記憶印象に入れさせるには四千字の基本字のみにても沢山である」といった指針を示しており、教育効果を考え、教授する字数を6000字から4000字へと減らす漢字節減を目指しているといえる。また、「四千字の基本字」という表現からは、4000字という字数を基本域の漢字の集合として捉えていることが分かる。

3.5.4. 漢字表

第二篇第十「現行漢字六千字漢字五十音別表」(図2)では、「教育上の漢字節減論は暫く措き、現在の実際の社会で読み書きして居る漢字は総数で何千字であるか(中略)然

(44)

字音にも重複して掲出する。同表の前には、検索のための目次である「仮名遣索引」がある。また、いわゆる棒引き仮名遣いを正見出しと使用している点や、別音への参照見出しが多い点などでも、実用面での配慮が多数見られる。

漢字数について見る。本文によるとこの表の掲載漢字数は5770字だということであるが、2箇所重複掲出される二音通用のものは730、三音通用は112、四音通用は9と本文に明記されている。つまり、それらの重複を整理した結果が、5770という漢字数であるということだと思われる。一音のみの漢字は、5770字から他の合計を除いたものであるため、4919字になる。

実際に、同表の漢字数を音読み数に従って計測すると、一音（カタカナがないもの）4825字、二音（カタカナ1語）1522字、三音（カタカナ2語）164字、四音（カタカナ3語）18字となり、合計すると6530字であった。ここで掲載字種（異なり字数）の計算を試みると、

$$4825 + 1522 / 2 + 164 / 3 + 18 / 4 = 5646 \text{ 字 (端数切り上げ)}$$

となる。実測による字数と本文での数字と比較すると、次のようになる。

表3 「漢字五十音別表」の字数

	本文	実測
一音	4919	4825
二音	730	761
三音	112	54.67
四音	9	4.50
合計	5770	5645.17

本文の集計が実測よりも100字以上多く、特に一音と三音の乖離が大きいことが分かる。

同表にも本文同様誤植が多数存在し、例えば次のようなものがあつた。

「食」は、字音「ジキ」の項に「シ／シヨク」とあるため、「シ／ジキ／シヨク」の三音をもつことになるが、字音「シ」の項では「食」に「シ／ジキ／シヨク」とある。「シ」の項であるため、「シ」は書く必要がなく、誤りである。次に「崇」は、字音「シユウ」では「シウ／ソウ／スウ」をもつ四音の漢字となるが、字音「スウ」では「シユウ／ソウ」、字音「ソウ」では「シユウ」のみと、掲出位置によって字音の数が異なる。また、初版の字音「テン」では「吞」が重複して掲出されているが、再版では後の用例が削除されている。

項目レベルで見ると、字音「シユウ」の漢字には「シウ」という字音をもつものが多数あるが、同表では「シウ」という項はない。「仮名遣索引」では「シユウ」の下位に「シユウ／シウ／シフ」とあるが、表では該当部分に字音「シウ」が立項されていないのである。つまり、字音「シウ」の項の記載を漏らしてしまったと考えられる。

(46)

ましく云う可き時ではない（中略）画に些少のまちがひをして居らうとも、大目に見て咎めない方がよしい、「田を由と書いたり、甲とかいたりしては田の誤字であるゆゑ許容するわけには固よりいかぬ」とした上で、第二篇第二「標準文字と許容文字との対照」では、「所謂正字と云ふはそれ程神聖なものではない。正字でなくとも慣例の久しきものは社会的正字として認めて差支なきことは従来述べたる通り」と述べる。「明治の教壇上では此の許容字を認めて漢字を教へなくてはならぬ」や「教壇上の漢字は正字であつてもなくても、その許容せられ得べきものならば咎めないでどしどし是認してやる」と主張し、微細な点にこだわった漢字教育の弊害を憂えていることが分かる。

こういった許容字をどう設定するかは難しい問題だとしながら、「自分の信じるまゝに列挙する」として、「標準」と「許容字」を上下に対照させながら音訓付きで提示する。

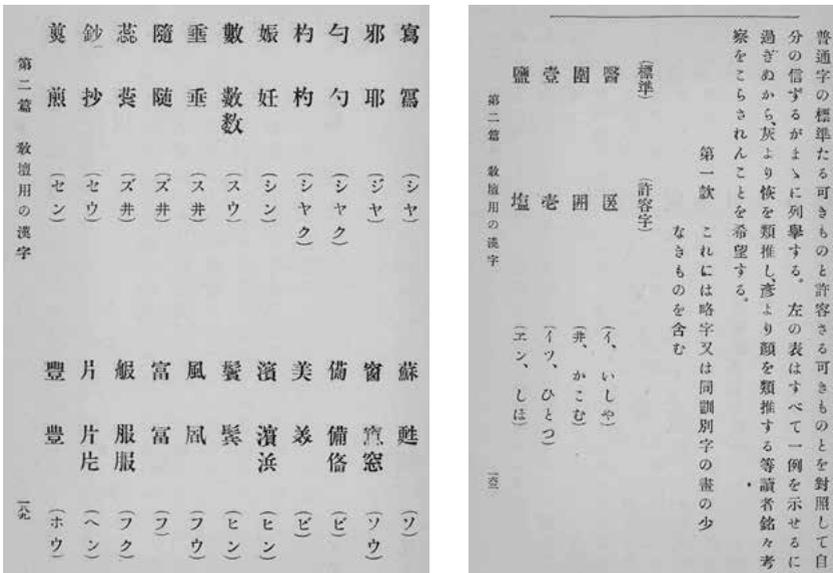


図4 「許容字」

その内訳としては、「第一款 これには略字又は同訓別字の画の少なきものを含む」69字、「第二款 これには点画の筆を変更して多少宛字画のかはりしものを含む」158字、「追加表」として145字、合計372字を掲出する。「第一款」には略字の類、「第二款」は字形上はわずかな差異しか見られない用例も多い。1字の「標準」に対し、複数の「許容字」を示す場合もある。「追加表」のみ2段構成になり、音のみ示す。

第三篇第一「標準文字の制定」では、明治式正字の標準を決めるには、結局次の二つの方向性があるとする。

- 一、古くより慣用のあるものを正字とし、その比較的新しきものは許容字としてみとめおくこと。
- 二、現代の慣用最も多きものを正字とし、典拠の新旧は問はず、その通用の比較的少なきものを以つて許容字となすこと。

前者を歴史的なもの、後者を社会的なものとして、この二つの視点を両方もって標準を制定していくのが良いと主張する。相矛盾するような内容ではあるが、権威主義にも現場主義にも偏らない、後藤の進歩的な教育観がここに表れていると言えるだろう。

4. 終論

以上、明治末期の2冊の漢字文献について報告した。ともに明治における漢字教育の在り方について考えるという点で共通し、一見類似したような内容に見える部分もあったが、漢字に対する認識や、教育上重視するテーマ、そのアプローチの仕方などに大きな相違が確認できた。

漢字表という点では、両者が明治期における使用漢字を選出するが、部首順と字音順という配列の違いにより、受ける印象が大きく異なった。今回は個々の字種・字体の精査を行わなかったため、包含する漢字の詳細な比較ができなかったが、両者を比較複合表として使用した「日下部表」との3表の対照も含めて、今後の課題としたい。

また、今回の2文献は、文部省国語調査委員会編（1908）『漢字要覧』とも、内容面での類似が見られる。『漢字要覧』には、『漢字の研究』の校閲者である林泰輔が関わっているため、何らかの関係性が推測される。こういった観点についても、今後整理して報告したい。

参考文献

1. 池田証寿（2001）「日下部表の話」、京都大学大型計算機センター『第67回研究セミナー報告 東洋学へのコンピュータ利用』
2. 上田正昭・西澤潤一・平山郁夫・三浦朱門監修（2001）『講談社 日本人名大辞典』、講談社
3. 岡墻裕剛（2021）「明治期における基本漢字文献の諸相」、加藤重広・岡墻裕剛編『日本語文字論の挑戦—表記・文字・文献を考えるための17章』、勉誠出版
4. 日下部重太郎（1933）『現代国語思潮 続編』中文館
5. 人事興信所編（1940）『人事興信録』第12版上、人事興信所

(48)

6. 文部省国語調査委員会編（1908）『漢字要覧』、国定教科書共同販売所
7. 白石崇人（2006）「大日本教育会・帝国教育会広島県会員ファイル22」 <https://sky.ap.teacup.com/siraisi/32.html>（2022/01/16閲覧）
8. 「安達 常正 Webcat Plus」 <http://webcatplus.nii.ac.jp/webcatplus/details/creator/447883.html>（2022/01/16閲覧）

附記 本稿はJSPS 科研費18K00631基盤研究（C）「近代日本における漢字集合の字種・字体の変遷」の成果の一部である。また、本文の一部に、岡墻（2021）の内容に加筆修正を行ったものを使用した。